

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

目次

◇告 示 二等陸士等の採用試験の試験期日等
基本測量を実施する旨の通知
土地の用途廃止

◇正 誤 昭和四十一年六月十七日付け鳥取県告示第三百十六号中
訂正

告示

鳥取県告示第三百二十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百七十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、昭和四十一年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので、同令第百七十七条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

試験場 期 日

昭和四十一年六月二十三日 鳥取市観音町

午前九時から午後四時まで 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和四十一年七月二十一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

(定価二部二角月三回四角送料を含む。)

昭和四十一年八月二十五日

昭和四十一年六月二十四日

昭和四十一年七月二十二日

昭和四十一年八月二十六日

昭和四十一年六月二十八日

昭和四十一年七月二十三日

昭和四十一年八月三十日

倉吉市仲之町
自衛隊倉吉分駐所

米子市西三郎
陸上自衛隊米子駐とん部隊

鳥取県告示第三百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

作業種類 基本測量(一等磁気測量)

作業期間 昭和四十一年六月二十日から

昭和四十一年九月十四日まで
三 作業地域 東伯郡

鳥取県告示第三百二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年六月十七日から用途廃止した。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積	積用用途
倉吉市宇池田	一ノ四	一、六九平方メートル	水路敷
〃	二ノ二〇	一六、九〇〃	〃

正 誤

昭和四十一年六月十七日付け鳥取県告示第三百十六号中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁数行 誤 正

五下五 「**印**」を「**印**」に 「**印**」を「**印**」に

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 (定価一冊二百円(送料を含む))

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
当日の翌日
に発行)

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

訓 令

鳥取県土木出張所処務規程の一部を改正する訓令
告示 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る調査事務の受託

鳥取県訓令第八号

鳥取県土木出張所処務規程の一部を改正する訓令

昭和四十一年六月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県土木出張所処務規程の一部を改正する訓令
鳥取県土木出張所処務規程(昭和三十八年五月鳥取県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)第五十九条第二項の規定に基づき、課、係及び駐在所」を「鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第二十条第一項の規定に基づき、係」に改める。

第三条中「又は駐在所長」を削る。
第四条第一項各号列記以外の部分のただし書中「ただし」の下に「第

三号の四に規定する事項については鳥取県鳥取土木出張所長及び鳥取県家土木出張所長を」を加え、「第二十七号」を「第二十七号及び第二十七号の二」に改める。

第四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 工費が百万円未満の工事(営繕工事を除く。以下同じ。)の執行に関する事。

三 一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結する工事のうち、請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下「請負対象設計金額」という。)が三百万円未満の工事の入札に関する事。
ただし、請負対象設計金額が百万円以上の工事に係る入札者の決定を除く。

第四条第一項第三号の次に次の三号を加える。

三の二 工事の請負契約書の作成に関する事。
三の三 土地、水面等の測量及び調査の執行に関する事。ただし、営繕工事に係るものを除く。

三の四 一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結する営繕工事のうち、請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事(特殊な技術を必要とする営繕工事を除く。)の契約に関する事。ただし、入札者の決定及び現場説明の実施を除く。

第四条第一項第四号に次のただし書を加える。

ただし、営繕工事に係る承認を除く。
第四条第一項第五号に次のただし書を加える。

ただし、請負対象設計金額が百万円以上の営繕工事及び請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事で特殊な技術を必要とするものに係る承認